

猫による迷惑を防ぎましょう

猫による「糞尿」等の被害や苦情が増えています。
飼い主の方は次のことを守るようお願いします。



- ☆ 飼い主がだれかわかるように猫に連絡先を書いた名札をつけましょう。
- ☆ 近隣や公共の場所を汚さないように排便のしつけをしましょう。
【神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例により
処罰されることがあります（罰金10万円以下）】
- ☆ 猫の数が増えて、近隣の人たちに迷惑をかけないように、不妊去勢等の繁殖制限を行ないましょう。
- ☆ 置き餌はのら猫や野生動物が集まりますので、時間を決めて食べ終わったらすぐ片付けるようにしましょう。
- ☆ 感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止等、猫の健康と安全のためにも、室内で飼うように努めましょう。
- ☆ のら猫に餌をやる場合はルールを守って、近隣の人たちに迷惑をかけないようにしましょう。



お問い合わせ
小田原市役所
環境保護課
電話 0465-33-1481